寺本振透編集代表『解説　新信託法』
天野佳洋・折原誠・谷健太郎編著
『一問一答　改正信託法の実務』
小野傑・深山雅也編『新しい信託法解説』
福田政之・池袋真実・大矢一郎・月岡崇著
『詳解　新信託法』
道垣内弘人著『信託法入門』

田中和明

1．はじめに

平成18年12月８日，第165回臨時国会において，新しい「信託法」および，これに伴う「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し，同月15日に公布され，本年９月30日に施行された。新信託法は，①受託者の義務の適切な要件の下での合理化，②受益者の権利行使の実効性と機動性を高めるための規律の整備，③多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備を中心に，大正11年に制定された旧信託法を現代化したものであるが，84年ぶりの抜本的な大改正であり，学者，弁護士，信託銀行員等の実務家が，それぞれの立場で，次々に，この新信託法を論ずる論文，著書を発表しており，解釈論，実務的対応方法等についての議論が盛り上がっている。

本稿においては，これらのうち，本年前半に著書として出版された寺本振透編集代表『解説　新信託法』，天野佳洋・折原誠・谷健太郎編著『一問一答　改正信託法の実務』，小野傑・深山雅也編『新しい信託法解説』，福田政之・池袋真実・大矢一郎・月岡崇著『詳解　新信託法』，道垣内弘人著『信託法入門』について，出版順に紹介いたしたい。

2．寺本振透編集代表『解説　新信託法』

本書は，西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）の寺本振透編集代表をはじめとする信託に関わりの深い弁護士10名が，新信託法について，条文に基づき解説を行う逐条解説書であるが，まず，これだけの解説書が，法律制定後，早々に出版されたことに驚かされる。

本書の構成としては，条文が新信託法の順序を原則としつつも，適宜関連する条文をまとめて掲載したうえで，当該条項について，①背景，②趣旨，③実務への影響の三点を解説している。なお，新信託法には組み込まれなかったものの，信託財産の破産等，新信託法の制定過程で議論されたものについても，適宜盛り込み，簡潔に解説している。

本書の特徴としては，同代表が述べられているように，一般的な解説書にはない「実務家の目線において，解決されたこと，解決されなかったこと，そして，新たに生ずるであろう問題を語るもの」であるといえるが，実務家の目線については，紹介者のような信託銀行員としての目線とは多少異なる，法曹実務家としての専門的な目線による問題提起と分析がなされていると評することができる。

たとえば，新信託法217条の限定責任信託における固有財産に属する財産に対する強制執行等の制限の条項の解説（３実務への影響）において，債権者が，受託者に帰属する財産に対して強制執行を行おうとした場合，それが固有財産に属することを証明または疎明すべき責任は，受託者の側にあり，「固有財産が固有財産であること」の証明について，容易ではなく，「固有財産が限定責任信託にかかる債権者の追及から免れることができるようにするためには，立証責任の分配が深刻なかたちで問題とならないように，権利の取得および維持の経緯を単純かつ明確にしておくことが極めて好ましいように思われる。」との解決策が提示されているが，紹介者は，信託銀行の実務を想定していたため，単純に，信託財産が特定されていれば，自ずと固有財産が特定され，固有財産であることの証明も可能であると漠然と考えていたことから，このような視点からの検討にはいたらなかった。

3. 天野佳洋・折原誠・谷健太郎編著『一問一答 改正信託法の実務』

本書は，天野佳洋駿河大学法学部教授，折原誠社団法人信託協会調査部長，谷健太郎弁護士の三氏を編著者とし，信託業務に関わりの深い信託銀行員等の実務家を加えた総勢12名によって執筆されており，形式は，一問一答の方式で，第1編「信託法改正の概要」，第２編「信託の実務」の２部構成となっている。

第１編は，新信託法における主要な論点を112の設問として提示し，旧信託法での取扱い，改正による変更点，実務上の留意事項等を述べることにより解説がなされている。第1章では，改正の経緯と改正法の特色を，第２章から第９章までは，新信託法の内容を，その構成に準じて，第２章総則関係，第３章信託財産関係，第４章受託者関係，第５章受益者・受益権関係，第６章委託者関係，第７章信託の変更関係，第８章信託の終了関係，第９章特殊な類型の信託関係等に分けて解説がなされている。

また，第２編では，第１章から第６章において，信託の類型および商品毎に，改正が与える影響の大きい事項を中心に，実務上の具体的な問題が論点として提起され，それに対する解答が簡潔にまとめられている。具体的には,34の設問について,第１章合同運用指定金銭信託，第２章証券に関する信託，第３章集団投資スキーム，第４章企業年金に関する信託，第５章資産の流動化に関する信託，第６章土地信託に分けて，解説がなされている。さらに,第７章では,信託業の規制について，法規制だけではなく信託検査マニュアルにまで言及されている他，信託受益権の販売，信託代理店，損失補てん等，実務家が日常業務において留意している規制について９の設問とこれに対する解答が説明されている。

本書は，信託業法も踏まえ，実務上の留意点が随所に盛り込まれており，信託業に携わっている実務家のための手引書であるといえよう。たとえば，設問についても，「指定運用信託と自行の銀行勘定との外国為替取引の可否」や「有価証券の保管の外部委託」等，信託銀行の担当者

が直面している具体的問題を選定しており，実務の取扱いに，そのまま，当てはめることができるものとなっている。

ただし，編者が述べられているように，本書が校了した時点では，信託税法と信託会計について，議論されている最中であったために言及されていないことが残念である。改定時における信託税法と信託会計に関する設問の追加と実務的な解説を期待している。

4．小野傑・深山雅也編『新しい信託法解説』

本書は，小野傑・深山雅也の両弁護士を編著者とし，法制審議会信託法部会の委員・幹事や金融庁で信託業法の改正に関わった弁護士等，信託に関わりの深い弁護士7名を加えた総勢9名による新信託法の解説書である。

本書の構成は，2部に分かれており，第1部では，第1章総論，第2章信託と取引，第3章新信託法と訴訟手続，執行手続，第4章新信託法と破産手続，第5章民事信託の可能性と展望，第6章営業・商事信託と新信託法，第7章信託金融商品上の投資家（消費者）保護，第8章受託者の地位・受託者の義務と責任，第9章組織法としての信託法，第10章資産の流動化と新たな信託法制について解説がなされているが，これらのテーマは，新信託法が既存の信託実務に与える影響の大きさと今後の信託の利用の広がりを感じさせる。また，第2部では，法制審議会信託法部会において議論された検討項目を網羅的に拾い上げ，46項目からなるQ&A形式により，同部会での議論に言及し，立法の趣旨を踏まえた解説がなされている。

本書の特徴は，編者が述べられているように，第1部におけるテーマ毎の解説が，信託制度を様々な角度から横断的に捉え，個々の制度が相互にどのように機能し，信託制度全体の中でいかに位置づけられているかを立体的に理解できるよう論説されている点であろう。体系的にまとめられた論文集的な感があり，第2部の新信託法のQ&A形式による個別論点の解説と相俟って，新信託法の理解が深まるように企画されたす

ぐれた解説書である。

5．福田政之・池袋真実・大矢一郎・月岡崇著『詳解　新信託法』

本書は，長島・大野・常松法律実務所の弁護士である福田政之・池袋真実・大矢一郎・月岡崇の四氏が，新信託法について，旧信託法下における議論，および，法制審議会信託法部会における議論等を踏まえて，その内容を詳細に解説したコンメンタールであるといえる。

本書の狙いとしては，著者が述べられているように，主として，「旧信託法と比較してどのような制度が新しく採用されたのか」，また，「関連する法律についてはどのような点が改正されたのか」について，解説しているところにある。

本書の構成としては，２部に分かれており，第１部では，第１章信託の基本的構造，第２章新しい信託法のポイント，第３章関連する主な法律の改正について，総論的に概説し，第２部では新信託法の個別の論点，たとえば，「新信託法において『信託』はどのように定義されているか」が提起され，詳しく解説されている。

本書の特徴としては，第２部の新信託法の個別論点の解説において，著者の資産の流動化・証券化取引の豊富な経験を踏まえた具体的かつ実務的な問題提起と実践的な解説が盛り込まれている点にあるといえよう。たとえば，資産流動化にとって重要なファクターであり，かつ，信託の本質的で重要な機能である倒産隔離について，新信託法の各所に盛り込まれている関連規定を拾い上げて，第１部第２章においては，「信託の倒産隔離機能とは何か」について，さらに，第２部第２章においても，「なぜ信託財産の倒産隔離性を確保する必要があるのか」について，詳細にかつ体系的に解説されている。

また，セキュリティ・トラストや事業の信託についても，活用例を盛り込んだ実務的なものになっている。さらに，信託業法についても改正点を中心に，随所に解説が付け加えられており，実務家にとって利用しやすい解説書となっている。

6．道垣内弘人著『信託法入門』

本書は，道垣内弘人東京大学大学院法学政治学研究科教授が，信託になじみのない読者を念頭に，「信託とはどういうものか，そして，わが国の信託法は，この信託に対して，どのような規律を用意しているのか」を平易なことばや信託に関わったことのない人にもわかるような事例を用いて，懇切丁寧にわかりやすく説いた信託法の入門書である。

たとえば，相殺については，信託業務に関わっている者でも難しく，一般の解説書を読んでも，簡単には理解できない問題であるが，本書においては，(1)問題の現れ方，(2)第三者からの相殺，(3)第三者の保護，(4)受託者の承認，(5)受託者保護のための相殺禁止，(6)受託者からの相殺，(7)利益相反行為禁止の例外の順に，図を使いながら，懇切丁寧に説明されており，相殺に関する規律の意義を実務上の留意点も踏まえて理解できるものとなっている。

他方，本書は，新信託法の説明に加え，信託法の歴史や他の法制度との比較，旧信託法からの改正点に言及し，その構成についても体系的に組み立てられており，さらには，明示の信託契約が締結されていない信託の成立を認定した最高裁平成14年１月17日判決（民集56巻１号20頁）を盛り込むことにより，「信託とは何か」という問題を問いかけ，信託の本質を認識させる体系書でもある。したがって，長年，信託法の研究や信託実務に携わってきた人にとっても，今後の研究や実務的対応の指針となるべき教科書であると評することができる。

本書においては，信託の仕組みのポイントとして，(1)一定の財産をめぐる法律関係であること，(2)受託者は財産の管理・処分などの義務を負うこと，(3)信託財産は受託者の財産のうちで特別な位置づけを有すること，(4)受託者がさまざまな特徴的な義務を負うこと，の四点が挙げられている。

次に，新信託法の条文を踏まえると，ある法律行為が「信託」であるとされるときのポイントは，①一定の財産が存在し，それが受託者に帰属すること，および，②信託財産が帰属するに至った者，すなわち受託

者は，一定の目的に従って，その信託財産の管理や処分など，その目的達成に必要な行為をする義務を負うことであると説明されている。また，①については，受託者が，自分に帰属している財産のうち，ある一定の財産について，それを信託財産として別扱いにすることが重要であり，これにより，信託宣言による信託設定方法が認められること，また，②の「一定の目的」には，さまざまなバリエーションがあり，このバリエーションの可能性こそが，信託がさまざまな目的に用いうる手段であることを基礎づけていること，さらに，この「一定の目的」があれば，受益者の存在しない信託についても有効に成立することが説明されており，旧信託法では認められなかった二つの類型の信託を包含する新信託法における信託の定義が明らかにされている。

7. おわりに

以上ご紹介した文献が出版された以降も，次々と新信託法に関する著書が出版されており，今後，解釈論，実務における対応方法等についての議論が本格化することが予想されるが，それらの議論が，社会・経済に役立つ信託制度の発展に寄与することを願っている。

（中央三井トラスト・ホールディングス法務部長）

〔寺本振透編集代表『解説新信託法』弘文堂，2007年，Ａ５判，413頁，定価（本体3,500円＋税）〕

〔天野佳洋・折原誠・谷健太郎編著『一問一答改正信託法の実務』経済法令研究会，2007年，Ａ５判，567頁，定価（本体4,000円＋税）〕

〔小野傑・深山雅也編『新しい信託法解説』三省堂，2007年，Ａ５判，404頁，定価（本体3,400円＋税）〕

〔福田政之・池袋真実・大矢一郎・月岡崇著『詳解新信託法』清文社，2007年，Ａ５判，594頁，定価（本体4,000円＋税）〕

〔道垣内弘人著『信託法入門』日本経済新聞出版社，2007年，Ｂ40判，241頁，定価（本体1,000円＋税）〕